

同項第 2 号中「過疎地域自立促進市町村計画」を「過疎地域持続的発展市町村計画の決定」に改め、「市町村からの」を削り、「ついで決定」を「対する回答」に、「6④⑦」を「8⑦⑩」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 過疎地域持続的発展方針及び過疎地域持続的発展県計画の公表(法7⑤, 9④⑤)					○														
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 地域政策課の表 6 の項事務の種類欄及び同項第 5 号から第 8 号までの規定中「土地対策」を「土地利用」に改め、同項第 10 号中「土地対策の実施」を「土地利用」に改め、同項第 11 号中「土地対策」を「土地利用」に改め、同表に次の 3 項を加える。

12 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法(平成12年法律第148号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務	(1) 原子力発電施設等立地地域の指定(変更を含む。以下この項中同じ。)に係る内閣総理大臣への申出(法3①④)			○															
	(2) 原子力発電施設等立地地域の指定の申出に係る関係市町村長の意見の聴取(法3②④)				○														
	(3) 原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画の案(計画の変更の案を含む。以下この項中同じ。)の作成及び内閣総理大臣への提出(法4①⑤)			○															
	(4) 原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画の案の作成に係る関係市町村				○														

	長及び振興計画に基づく事業を行うこととなる者の意見の聴取（法 4 ②⑤）																			
13 電源立地地域等の振興に関する事務	(1) 電源立地地域等の振興に関する基本方針の決定		○																	
	(2) 重要電源開発地点の指定に係る意見の申述		○																	
	(3) 電源立地地域に関する各部間の総合調整			○																
	(4) 石油備蓄に関する各部間の総合調整			○																
	(5) 石油備蓄に関する関係機関、団体等との連絡調整				○															
14 発電用施設周辺地域整備法（昭和 49 年法律第 78 号）の施行に関する事務 この項中発電用施設周辺地域整備法を「法」、発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和 49 年政令第	(1) 公共用施設整備計画及び利便性向上等事業計画の作成及び変更並びに主務大臣との協議（法 4 ①⑨，10 ①④，政令 7，10）		○																	
	(2) 公共用施設整備計画及び利便性向上等事業計画の作成及び変更に関する意見の聴取（法 4 ④⑨，10 ④）				○															

中「法」
という。）
の施行に
関する事
務

別表第 6 環境保全課の表 3 の項第 1 号中「，省令 9， 9 の 3， 10 の 3， 10 の 6」を削り，同項中第 20 号を第 21 号とし，第 8 号から第 19 号までを 1 号ずつ繰り下げ，同項第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 解体等工事に係る 調査結果の報告の処 理 (法 18 の 15 ⑥)							○				
--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--

別表第 6 環境保全課の表 4 の項事務の種類欄を次のように改める。

4 水質汚
濁防止法
(昭和 45
年法律第
138 号。
以下この
項中「法」
という。）
の施行に
関する事
務

別表第 6 環境保全課の表 4 の項第 1 号中「，省令 6」を削り，同表 10 の項事務の種類欄を次のように改める。

10 ダイオ
キシン類
対策特別
措置法
(平成 11
年法律第
105 号。
以下この
項中「法」
という。）
の施行に
関する事
務 (廃棄
物焼却炉
に関する
事務を除
く。)

別表第 6 環境保全課の表 10 の項第 1 号中「，府令 5」を削り，同表 12 の項事務の種類欄を次のように改める。

12 鹿児島
県公害防
止条例
(昭和 46
年鹿児島
県条例第

41号。以下この項中「条例」という。)の施行に関する事務

別表第 6 環境保全課の表 12 の項第 3 号中「規則 12」を削る。

別表第 6 かごしま材振興課の表 1 の項第 2 号中「4④⑤⑥, 5」を「4⑤⑥⑦⑩⑪⑫⑬, 5, 6②」に改め, 同表 3 の項事務の種類欄中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に改め, 同項中「8①, 9」を「4①, 5」に改め, 同表 4 の項事務の種類欄中「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改め, 同項第 1 号中「公共建築物」を「建築物」に, 「8①③」を「11①③」に改め, 同項第 2 号中「公共建築物」を「建築物」に, 「8③」を「11③」に改める。

別表第 6 森づくり推進課の表 4 の項事務の種類欄中「鹿児島県営林管理補助員服務要綱(昭和 40 年鹿児島県告示第 518 号)を「管理補助員要綱」を削り, 同項中第 15 号から第 18 号までを削り, 第 19 号を第 15 号とし, 第 20 号から第 27 号までを 4 号ずつ繰り上げる。

別表第 6 保健医療福祉課の表 4 の項第 2 号中「70の 21③」の次に「113⑤, 115④, 117②」を加え, 同項第 5 号中「診療所又は助産所(以下この項中「病院等」という。)」を「等」に改め, 同項第 15 号中「〔7の 2④〕」を削り, 同項第 30 号中「又は」を「,」に, 「若しくは」を「又は」に改め, 同項第 36 号中「30の 3の 2」を「30の 3の 2①」に改め, 同項中第 116 号を第 123 号とし, 第 108 号から第 115 号までを 7 号ずつ繰り下げ, 同項第 107 号中「診療用粒子線照射装置届」を「診療用粒子線照射装置備付届」に改め, 同号を同項第 114 号とし, 同項中 106 号を第 113 号とし, 第 94 号から第 105 号までを 7 号ずつ繰り下げ, 同項第 93 号中「変更の届出」を「変更届」に改め, 同号を同項第 100 号とし, 同項中第 92 号を第 95 号とし, 同号の次に次の 4 号を加える。

(96) 特定地域医療提供機関, 連携型特定地域医療提供機関, 技能向上集中研修機関又は特定高度技能研修機関の指定若しくは更新又は業務の変更の承認及びそれらの公示(法 113①⑥, 115④, 116, 118, 119, 120)				○						
(97) 医療機関勤務環境評価センターに対する報告の要求(法 113⑦, 118②, 119②, 120②)					○					
(98) 特定地域医療提供機関, 連携型特定地域医療提供機関, 技能向上集中研修機関又は特定高度技能研修機関の指定の取消し及びその公示(法				○						

117①③, 118②, 119②, 120②)										
(99) 医療機関勤務環境評価センターから通知された評価結果の公表 (法附則111①)					○					

別表第 6 保健医療福祉課の表 4 の項中第 91 号を第 94 号とし、第 90 号を第 93 号とし、第 89 号を第 92 号とし、同項第 88 号中「徴収」を「要求」に改め、同号を同項第 91 号とし、同項中第 87 号を第 90 号とし、第 71 号から第 86 号までを 3 号ずつ繰り下げ、同項第 70 号中「徴収」を「要求」に改め、同号を同項第 73 号とし、同項中第 69 号を第 72 号とし、第 60 号から第 68 号までを 3 号ずつ繰り下げ、同項第 59 号中「選任する」を「選出する」に改め、同号を同項第 62 号とし、同項中第 58 号を第 61 号とし、第 52 号から第 57 号までを 3 号ずつ繰り下げ、同項第 51 号中「公的医療機関」の次に「の開設者等」を加え、同号を同項第 54 号とし、同項第 50 号中「及び」を「並びに」に、「並びに」を「及び」に、「30の18の2」を「30の18の4①」に改め、同号を同項第 53 号とし、同項中第 49 号を第 50 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(51) 外来機能報告対象病院等の開設者に対する報告又は是正の命令及び命令に従わなかった場合の公表 (法30の18の2②③ [30の13⑥])					○					
(52) 市町村等に対する外来機能報告対象病院等又は無床診療所に関する情報の提供の要求 (法30の18の2③ [30の13③], 30の18の3② [30の13③])					○					

別表第 6 保健医療福祉課の表 4 の項中第 48 号を第 49 号とし、第 47 号を第 48 号とし、第 46 号を第 47 号とし、同項第 45 号中「30の14」を「30の14①」に改め、同号を同項第 46 号とし、同項中第 44 号を第 45 号とし、第 37 号から第 43 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 36 号の次に次の 1 号を加える。

(37) 医療に関する物資を重点的に活用する外来医療等に関する報告の処理及び公表並びに厚生労働大臣への情報の提供 (法30の3の2②, 30の18の2①③ [30の13④], 30の18の3①② [30の13④])					○					
---	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

別表第 6 保健医療福祉課の表 6 の項第 2 号中「7⑤⑨⑩⑫」を「7④⑩⑪」に改め、同表 7 の項第 4 号中「診療放射線技師免許申請書等」の次に「及び免許証」を加え、「4①」を「4①③」に改め、同項第 7 号中「徴収」を「要求」に改め、同表 8 の項中第 9 号を削り、第 8 号を第 9 号とし、第 5 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 検体検査用放射性						○				
--------------	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--

[56⑦])																			
(35) 社会福祉連携推進法人の社会福祉連携推進認定の取消し及びその公示並びに当該社会福祉連携推進法人の名称変更の登記の嘱託（法145①②③⑤〔公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）29⑥⑦〕）				○															
(36) 認定取消法人に対する社会福祉連携推進目的取得財産残額及び当該社会福祉連携推進目的取得財産残額又はその一部に相当する額の金銭の贈与に係る契約成立の通知（法146④）				○															

別表第 6 健康増進課の表 5 の項第 4 号中「19の 4」を「19の 5」に改め、同表 6 の項から 8 の項までを次のように改める。

6 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関する事務 この項中感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律を「法」、感染症の予防及び感染症の患者に対	(1) 予防計画の策定及び変更（法10①④）				○														
	(2) 患者が管轄区域外居住者の場合における居住地を管轄する都道府県知事への通報（新型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）（法12③）					○													
	(3) 感染動物が管轄区域外で飼育されていた場合における飼育されていたところを管轄する都道府県知						○												

する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）を「省令」という。	事への通報（法13④）											
	(4) 指定届出機関の指定又は指定の取消し（法14①⑤）					○						
	(5) 指定提出機関の指定又は指定の取消し（法14の2①⑦）					○						
	(6) 患者等に対する質問又は調査（新型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）（法15①③, 35①）									○	保健所長	
	(7) 患者等に対する質問又は調査に応ずべき旨の命令（新型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）（法15⑧）									○	保健所長	
	(8) 感染症の発生の状況、動向及び原因の調査のための他の都道府県知事又は厚生労働大臣への協力依頼（新型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）（法15⑰）					○						
(9) 検疫所長からの通知に基づく関係者に対す										○	保健所長	

る質問又は調査（新型コロナウイルス感染症に係るものを除く。） （法15の2①，15の3①②）										
(10) 質問又は調査結果の厚生労働大臣への報告（新型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）（法15の2②，15の3②③）				○						
(11) 感染症に関する情報の公表（新型コロナウイルス感染症に係るものを除く。） （法16①）				○			○	環境保健センター所長	環境保健センター所長は、感染症発生動向調査事業実施要綱（平成11年3月19日付け健医発第458号厚生省保健医療局長通知）に基づく事務に限る。	
(12) 医師，医療機関その他の医療関係者等に対する協力依頼及び勧告並びにその							○	保健所長		

(17) 患者又はその保護者に対する届出内容の通知（新型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）（法18①）								○	保健所 長
(18) 患者等からの求めがあった場合における病原体を保有しているかどうかの確認（新型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）（法18④, 22④）								○	保健所 長
(19) 就業制限に関する感染症の診査に関する協議会への諮問又は報告（新型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）（法18⑤⑥）								○	保健所 長
(20) 患者に対する入院の勧告又は措置（新型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）（法19①②③⑤）								○	保健所 長
(21) 入院に関する感染症の診査に関する協議会への報告（新型コロ								○	保健所 長

るものを除く。) (法30)										
(33) 生活の用に供される水の使用制限等の命令 (法31①)			○							
(34) 市町村に対する生活の用に供される水の供給の指示 (法31②)			○							
(35) 建物への立ち入り制限等の指示 (法32)			○							
(36) 交通の制限又は遮断の指示 (法33)		○								
(37) 汚染された場所等への立入検査の実施 (新型コロナウイルス感染症に係るものを除く。) (法35①)							○	保健所長		
(38) 医療費の負担の決定 (新型コロナウイルス感染症に係るものを除く。) (法37)							○	保健所長		
(39) 結核患者の医療費の負担の決定及びそれに関する感染症の診査に関する協議会への諮問 (法37の2①③)							○	保健所長		
(40) 感染症指定医療機関の指定, 指			○				○	保健所長	保健所長は, 結核指	

導及び指定 の取消し (法38②⑤ ⑥⑦⑨)										定医療 機関に 係る事 務に限 る。
(41) 感染症指 定医療機関 に支払う診 療報酬の額 の決定及び それに係る 意見の聴取 (新型コロ ナウイルス 感染症に係 るものを除 く。)(法40 ③⑤)				○						
(42) 感染症指 定医療機関 に対する診 療報酬の支 払に関する 事務の委託 の決定(新 型コロナウ イルス感染 症に係るも のを除く。) (法40⑥)				○						
(43) 感染症の 患者が、緊 急やむを得 ない理由に より、感染 症指定医療 機関以外の 病院等に入 院した場合 等の医療に 要した費用 の支給の決 定(新型コ ロナウイル ス感染症に 係るものを 除く。)(法 42)				○						
(44) 感染症指 定医療機関								○	保健所 長	

の管理者からの報告の徴収及び診療録その他の帳簿書類の検査の実施（新型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）（法43①）											
(45) 感染症指定医療機関に対する診療報酬の支払の一時差し止め（新型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）（法43②）				○							
(46) 感染を防止するための新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の疑いがある者への報告又は協力依頼（新型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）（法44の3①②, 50の2①②）				○							
(47) 新感染症に係る検体の採取等の勧告又は措置（法44の7①③）				○							
(48) 新感染症に係る検査実施のための他の都道				○							

府県知事又は厚生労働大臣への協力依頼（法44の7⑧）										
(49) 新感染症に係る健康診断の勧告又は措置（法45①②）			○							
(50) 新感染症の所見がある者への入院の勧告、措置又は入院延長の措置（法46①②④⑤）			○							
(51) 新感染症の発生の予防及びまん延防止の措置の命令又は指示（法50①）			○							
(52) 新感染症の発生の予防及びまん延の防止のための交通の制限又は遮断の指示（法50①）		○								
(53) 保健所を設置する市の定期の健康診断についての指示（法53の2③）				○						
(54) 結核患者の届出の通知（法53の10）							○	保健所長		
(55) 患者票の交付及びその返納の処理（省令20の3③⑥）							○	保健所長		
(56) 医療を受							○	保健所		

<p>成又は変更に係る市町村長からの報告の受理及びそれに係る助言又は勧告（新型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）（法8⑤⑧）</p>												
<p>(4) 新型インフルエンザ等対策に関する業務計画の作成の報告の受理及びそれに係る助言（新型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）（法9③）</p>				○								
<p>(5) 県新型インフルエンザ等対策本部の設置（新型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）（法22①）</p>	○											
<p>(6) 患者等に対する医療の提供又は特定接種の実施に係る医療関係者への要請及び指示（新型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）（法31①②③）</p>			○									

<p>(14) 新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施についての他の都道府県知事等に対する応援の要求（新型コロナウイルス感染症に係るものを除く。） (法39①)</p>	○											
<p>(15) 新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施についての指定行政機関の長等に対する職員の派遣の要請（新型コロナウイルス感染症に係るものを除く。） (法42①)</p>	○											
<p>(16) 住民に対する感染防止のための協力要請（新型コロナウイルス感染症に係るものを除く。） (法45①)</p>			○									
<p>(17) 施設管理者等に対する感染防止のための措置の要請及び命令並びにその旨の公表（新型コロナウイルス感染症に係るもの</p>			○									

事務の種類	事 項	合議 先	決 裁 区 分							所長名	備 考
			知 事	専 決 者					受 任 者 所 長		
				副 知 事	部 長	課 長	課 長 補 佐	係 長			
1 感染症 の予防及 び感染症 の患者に 対する医 療に関す る 法 律 (平成10 年法律第 114号) の施行に 関する事 務 この項 中感染症 の予防及 び感染症 の患者に 対する医 療に関す る法律を 「法」と いう。	(1) 患者が管 轄区域外居 住者の場合 における居 住地を管轄 する都道府 県知事への 通報(新型 コロナウイ ルス感染症 に係るもの に限る。) (法12③)				○						
	(2) 患者等に 対する質問 又は調査 (新型コロ ナウイルス 感染症に係 るものに限 る。)(法15 ①③, 35①)								○	保健所 所長	
	(3) 患者等に 対する質問 又は調査に 応ずべき旨 の命令(新 型コロナウ イルス感染 症に係るも のに限る。) (法15⑧)									○	保健所 所長
	(4) 感染症の 発生の状況, 動向及び原 因の調査の ための他の 都道府県知 事又は厚生 労働大臣へ の協力依頼				○						

											く事務 に 限 る。
(8) 医師，医 療機関その 他の医療関 係者等に対 する協力依 頼及び勧告 並びにその 勧告に従わ なかった旨 の公表（新 型コロナウ イルス感染 症に係るも のに限る。） （法16の2）									○	保健所 長	
(9) 検体の採 取等に関する 勧告又は措 置（新型コ ロナウイ ルス感染症 に係るもの に限る。） （法16の3 ①③）									○	保健所 長	
(10) 検査等の 実施のため の他の都道 府県知事又 は厚生労働 大臣への協 力依頼（新 型コロナウ イルス感染 症に係るも のに限る。） （法16の3 ⑩，26の3 ⑧，26の4 ⑧）				○							
(11) 患者に対 する健康診 断の勧告又 は措置（新 型コロナウ イルス感染 症に係るも のに限る。）									○	保健所 長	

	<p>コロナウイルス感染症に係るものに限る。)(法26の3①③, 26の4①③)</p>																				
	<p>(17) 消毒の命令又は指示(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)(法27)</p>												○	保健所長							
	<p>(18) ねずみ族, 昆虫等の駆除の命令又は指示(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)(法28)</p>												○	保健所長							
	<p>(19) 物件に係る措置(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)(法29)</p>												○	保健所長							
	<p>(20) 死体の移動の制限等の指示又は埋葬の許可(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)(法30)</p>												○	保健所長							
	<p>(21) 汚染された場所等への立入検査の実施(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)(法35①)</p>												○	保健所長							
2 予防接種法(昭和23年法	<p>(1) 臨時の予防接種の実施及びそれ</p>												○								

<p>律第68号)の施行に関する事務 この項中予防接種法を「法」、予防接種法施行細則(昭和33年鹿児島県規則第59号)を「規則」という。</p>	<p>に係る告示並びに市町村長に対する実施の指示(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)(法6,規則5)</p>												
<p>3 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>(1) 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画の作成及び変更(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)(法7①⑨)</p>	○											
<p>(2) 市町村行動計画の作成又は変更に係る市町村長からの報告の受理及びそれに係る助言又は勧告(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)(法8⑤⑧)</p>				○									
<p>(3) 新型インフルエンザ等対策に関する業務計画の作成の報告の受理</p>				○									

	及びそれに係る助言（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）（法 9 ③）																			
(4)	県新型コロナウイルス感染症対策本部の設置（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）（法 22 ①）		○																	
(5)	患者等に対する特定接種の実施に係る医療関係者への要請及び指示（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）（法 31 ①②③）				○															
(6)	新型コロナウイルス等のまん延防止のための措置を要する業態の事業を行う者に対する重点地区における当該措置の要請、命令及びその旨の公表（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）（法 31 の 6 ①③⑤）				○															
(7)	重点区域				○															

<p>の住民に対する新型インフルエンザ等の感染防止のための協力の要請（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）（法 31 の 6 ②）</p>												
<p>(8) 重点区域における新型インフルエンザ等のまん延の防止のための協力要請等に係る学識経験者等への意見の聴取（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）（法 31 の 6 ④）</p>			○									
<p>(9) 特定市町村長が実施すべき新型インフルエンザ等緊急事態措置の全部又は一部の代行及びその旨の公示（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）（法 38 ②③）</p>		○										
<p>(10) 新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施についての他の都道府県知事等に</p>	○											

	(法55③)												
	(19) 指定行政機関等の長に対する特定物資の売渡し等の措置の要請（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）（法55④）			○									
	(20) 埋葬又は火葬の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととすることの決定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）（法56③）			○									
	(21) 新型インフルエンザ等のまん延防止等の措置の実施についての土地等への立入検査の実施（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）（法72①②）				○								

新型コロナウイルス感染症療養調整課

事務の種類	事項	合議先	決 裁 区 分							所長名	備考
			知事	専 決 者					受任者		
				副知事	部長	課長	課長補佐	係長	所長		

<p>1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関する事務</p> <p>この項中感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律を「法」という。</p>	(1) 患者に対する入院の勧告又は措置（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）（法19①②③⑤, 26②）							○	保健所 長
	(2) 入院に関する感染症の診査に関する協議会への報告（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）（法19⑦, 26②）							○	保健所 長
	(3) 患者に対する入院延長の勧告又は措置（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）（法20①②③④⑥, 26②）							○	保健所 長
	(4) 入院延長に関する感染症の診査に関する協議会への諮問（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）（法20⑤, 26②）							○	保健所 長
	(5) 患者の移送（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）（法21, 26②）							○	保健所 長

(6) 患者の退院（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）（法22, 26②）									○	保健所 長
(7) 苦情の申出者への通知（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）（法24の2③, 26②）									○	保健所 長
(8) 入院患者等からの審査請求の厚生労働大臣への移送（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）（法25④, 26②）				○						
(9) 医療費の負担の決定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）（法37）								○		保健所 長
(10) 感染症指定医療機関に支払う診療報酬の額の決定及びそれに係る意見の聴取（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）（法40③⑤）				○						
(11) 感染症指定医療機関に対する診				○						

療報酬の支払に関する事務の委託の決定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。） （法40⑥）										
(12) 感染症の患者が、緊急やむを得ない理由により、感染症指定医療機関以外の病院等に入院した場合等の医療に要した費用の支給の決定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）（法42）				○						
(13) 感染症指定医療機関の管理者からの報告の徴収及び診療録その他の帳簿書類の検査の実施（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）（法43①）							○	保健所 長		
(14) 感染症指定医療機関に対する診療報酬の支払の一時差し止め（新型コロナウイルス感染症に係るも				○						

	のに限る。) (法43②)												
	(15) 新型インフルエンザ等感染症の疑いがある者への報告又は協力依頼（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）(法44の3①②)			○									
2 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務	(1) 患者等に対する医療の提供に係る医療関係者への要請及び指示（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）(法31①②③)			○									
	(2) 臨時の医療施設における医療の提供（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）(法31の2①)		○										
	(3) 臨時の医療施設における医療の提供の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることの決定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）			○									

(23) 社会福祉連携推進 認定並びにその通知 及び公示（法第127 ①, 129）				○						
(24) 社会福祉連携推進 法人の定款の変更の 認可（法139①）				○						
(25) 社会福祉連携推進 方針の変更の認定 （法140）				○						
(26) 社会福祉連携推進 法人からの届出の処 理（法141〔46③, 46の6④⑤, 47の 5〕, 144〔59〕）					○					
(27) 社会福祉連携推進 法人の代表理事の選 定及び解職の認可 （法142）				○						
(28) 社会福祉連携推進 法人からの報告の徴 収及び検査の実施 （法144〔56①〕）				○			○	地域振 興局長 支庁 長	課長は、 本庁が実 施するも のに限る。	
(29) 社会福祉連携推進 法人に対する改善勧 告及び勧告に従わな かった場合の公表 （法144〔56④⑤〕）				○						
(30) 社会福祉連携推進 法人に対する改善勧 告に係る措置命令 （法144〔56⑥〕）				○						
(31) 社会福祉連携推進 法人に対する業務の 停止命令及び役員解 職の勧告（法144 〔56⑦〕）				○						
(32) 社会福祉連携推進 法人の社会福祉連携 推進認定の取消し及 びその公示並びに当 該社会福祉連携推進 法人の名称変更の登 記の嘱託（法145① ②③⑤〔公益社団法 人及び公益財団法人 の認定等に関する法 律（平成18年法律第 49号）29⑥⑦〕）				○						

(33) 認定取消法人に対する社会福祉連携推進目的取得財産残額及び当該社会福祉連携推進目的取得財産残額又はその一部に相当する額の金銭の贈与に係る契約成立の通知 (法146④)				○															
---	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 子ども家庭課の表 5 の項事務の種類欄中「鹿児島県ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱 (平成 28 年 6 月 1 日制定) を「要綱」を削り、同項第 4 号中「8⑤, 31の6⑤, 37⑤」を「8⑥, 31の6⑥, 37⑥」に改め、同項第 24 号及び第 25 号を削る。

別表第 6 子育て支援課の表 1 の項第 7 号中「地域振興局長及び支庁長は、児童福祉施設を経営する法人 (中核市に主たる事務所を有する法人を除く。)」を「課長は、本庁が実施するもの」に改め、同項中第 20 号を第 31 号とし、同項第 19 号の次に次の 11 号を加える。

(20) 社会福祉連携推進認定並びにその通知及び公示 (法第127①, 129)				○															
(21) 社会福祉連携推進法人の定款の変更の認可 (法139①)					○														
(22) 社会福祉連携推進方針の変更の認定 (法140)					○														
(23) 社会福祉連携推進法人からの届出の処理 (法141 [46③, 46の6④⑤, 47の5], 144 [59])								○											
(24) 社会福祉連携推進法人の代表理事の選定及び解職の認可 (法142)					○														
(25) 社会福祉連携推進法人からの報告の徴収及び検査の実施 (法144 [56①])					○					○	地域振興局長 支庁長	課長は、 本庁が実施するものに限る。							
(26) 社会福祉連携推進法人に対する改善勧告及び勧告に従わなかった場合の公表 (法144 [56④⑤])				○															
(27) 社会福祉連携推進法人に対する改善勧告に係る措置命令 (法144 [56⑥])				○															
(28) 社会福祉連携推進法人に対する業務の				○															

停止命令及び役員解職の勧告（法144〔法56⑦〕）																				
(29) 社会福祉連携推進法人の社会福祉連携推進認定の取消し及びその公示並びに当該社会福祉連携推進法人の名称変更の登記の嘱託（法145①②③⑤〔公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）29⑥⑦〕）				○																
(30) 認定取消法人に対する社会福祉連携推進目的取得財産残額及び当該社会福祉連携推進目的取得財産残額又はその一部に相当する額の金銭の贈与に係る契約成立の通知（法146④）				○																

別表第 6 子育て支援課の表中12の項を13の項とし、同表11の項の次に次の 1 項を加える。

12 不育症検査費用助成に関する事務 この項中鹿児島県不育症検査費用助成事業実施要綱（令和3年10月6日制定）を「要綱」という。	(1) 不育症検査費用助成の承認又は不承認の決定（要綱6②イ）									○	保健所長	
	(2) 不育症検査費用助成金の返還の決定（要綱8）									○	保健所長	

別表第 6 高齢者生き生き推進課の表 1 の項第21号中「処理」の次に「及び関係市町村長への通知」を加え、「29①」を「29①④」に改め、同項第22号中「処理」の次に「及び関係市町村長への通知」を加え、「29②③」を「29②③④」に改め、同項第23号中「29⑩」を「29⑫」に改め、同項第24号中「29⑪」を「29⑬」に改め、同項第25号中「29⑬」を「29⑮」に改め、同項第26号中「29⑭」を「29⑯」に改め、同表 2 の項中第23号を第34号とし、同項第22号の次に次の11号を加える。

(23) 社会福祉連携推進認定並びにその通知及び公示（法第127①, 129）				○																
---	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(24) 社会福祉連携推進法人の定款の変更の認可 (法139①)					○														
(25) 社会福祉連携推進方針の変更の認定 (法140)					○														
(26) 社会福祉連携推進法人からの届出の処理 (法141 [46③, 46の6 ④⑤, 47の5], 144 [59])						○													
(27) 社会福祉連携推進法人の代表理事の選定及び解職の認可 (法142)					○														
(28) 社会福祉連携推進法人からの報告の徴収及び検査の実施 (法144 [56①])					○					○	地域振興局長 支庁長	課長は、本庁が実施するものに限る。							
(29) 社会福祉連携推進法人に対する改善勧告及び勧告に従わなかった場合の公表 (法144 [56④⑤])				○															
(30) 社会福祉連携推進法人に対する改善勧告に係る措置命令 (法144 [56⑥])				○															
(31) 社会福祉連携推進法人に対する業務の停止命令及び役員解職の勧告 (法144 [56⑦])				○															
(32) 社会福祉連携推進法人の社会福祉連携推進認定の取消し及びその公示並びに当該社会福祉連携推進法人の名称変更の登記の囑託 (法145①②③⑤ [公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 (平成18年法律第49号) 29⑥⑦])				○															
(33) 認定取消法人に対する社会福祉連携推進目的取得財産残額及び当該社会福祉連携推進目的取得財産				○															

残額又はその一部に相当する額の金銭の贈与に係る契約成立の通知 (法146④)										
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 商工政策課の表 5 の項第 1 号中「11① I」を「10① I」に改め、同項第 2 号中「11① II② III③④⑤⑥」を「10① II② III③④⑤⑥」に改め、同項第 3 号中「11① IV② IV③④⑤⑥」を「10① IV② IV③④⑤⑥」に改め、同項第 4 号中「11① IV② IV③④⑤⑥」を「10① IV② IV③④⑤⑥」に改め、同項第 5 号中「11① IV② IV③④⑤⑥」を「10① IV② IV③④⑤⑥」に改め、同項第 6 号中「11① IV② IV③④⑤⑥」を「10① IV② IV③④⑤⑥」に改め、同項第 7 号中「11① IV② IV③④⑤⑥」を「10① IV② IV③④⑤⑥」に改め、同項第 8 号中「11① IV② IV③④⑤⑥」を「10① IV② IV③④⑤⑥」に改め、同項第 9 号中「11① IV② IV③④⑤⑥」を「10① IV② IV③④⑤⑥」に改め、同項第 10 号中「11① IV② IV③④⑤⑥」を「10① IV② IV③④⑤⑥」に改め、同項第 11 号中「11① IV② IV③④⑤⑥」を「10① IV② IV③④⑤⑥」に改め、同項第 12 号中「11① IV② VI③④⑤⑥」を「10① IV② VI③④⑤⑥」に改め、同項第 13 号中「11① IV③⑤」を「10① IV③⑤」に改め、同項第 14 号中「11① IV② V③④⑤⑥」を「10① IV② V③④⑤⑥」に改め、同項第 15 号中「11① IV② V③④⑤⑥」を「10① IV② V③④⑤⑥」に改め、同項第 16 号中「11② I④⑥」を「10② I④⑥」に改め、同項第 17 号中「11① V② VII③④⑤⑥」を「10① V② VII③④⑤⑥」に改め、同項第 18 号中「11② VII③④⑤⑥」を「10② VII④⑥」に改め、同表 6 の項第 2 号から第 10 号までの規定及び同項第 13 号から第 21 号までの規定中「32①」を「30①」に改め、同表中 10 の項を削り、11 の項を 10 の項とし、12 の項を 11 の項とし、13 の項を 12 の項とし、14 の項を削り、15 の項を 13 の項とする。

別表第 6 中小企業支援課の表 6 の項第 2 号中「64②⑦」を「70②⑧」に改め、同項第 3 号中「65②」を「71②」に改め、同表 7 の項第 6 号中「15①」を「16①」に改める。

別表第 6 産業立地課の表の次に次の 2 表を加える。

販路拡大・輸出促進課

事務の種類	事項	合議先	決 裁 区 分							所長名	備考
			知事	専 決 者					受任者所長		
				副知事	部長	課長	課長補佐	係長			
1 県産品の振興、販路拡大及び輸出促進に関する施策の企画及び総合調整並びに実施に関する事務	(1) 県産品の振興、販路拡大及び輸出促進に関する各部間の総合調整				○						
	(2) 県産品の振興、販路拡大及び輸出促進に係る施策の実施に関する関係機関、団体等との連絡調整				○						
	(3) 県産品の振興、販路				○						

ップセー ルスに関 する事務	ルスの実施											
----------------------	-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

産業人材確保・移住促進課 (外国人材政策推進室を含む。)

事務の種類	事 項	合議 先	決 裁 区 分							所長名	備 考
			知 事	専 決 者					受 任 者		
				副 知 事	部 長	課 長	課 長 補 佐	係 長	所 長		
1 地域産 業を担う 人材の確 保に関す る施策の 企画及び 総合調整 並びに実 施に関す る事務	(1) 地域産 業を担う人 材の確保に 関する各部 間の総合調 整				○						
	(2) 地域産 業を担う人 材の確保に 係る施策の 実施に関す る関係機関 、団体等と の連絡調整					○					
	(3) 地域産 業を担う人 材の確保に 必要な資 料の収集及 び調査の実 施						○				
	(4) 地域産 業を担う人 材の確保に 関する事業 の実施							○			
2 人材確 保に資す る県外か らの移住 の促進に 関する施 策の企画 及び総合 調整並び に実施に 関する事 務	(1) 人材確 保に資する 県外からの 移住の促進 に関する各 部の総合調 整				○						
	(2) 人材確 保に資する 県外からの 移住の促進 に係る施策 の実施に関 する関係機 関、							○			

	団体等との 連絡調整											
	(3) 人材確保 に資する県 外からの移 住の促進に 必要な資料 の収集及び 調査の実施				○							
	(4) 人材確保 に資する県 外からの移 住の促進に 関する事業 の実施				○							
3 外国人 材の受入 れ・定着 に関する 施策の企 画及び総 合調整並 びに実施 に関する 事務	(1) 外国人材 の受入れ・ 定着に関す る各部間の 総合調整			○								
	(2) 外国人材 の受入れ・ 定着に係る 施策の実施 に関する関 係機関、団 体等との連 絡調整				○							
	(3) 外国人材 の受入れ・ 定着に必要 な資料の収 集及び調査 の実施				○							
	(4) 外国人材 の受入れ・ 定着に関す る事業の実 施				○							

別表第 6 雇用労政課の表 1 の項第 1 号中「及びそれに係る諮問等」を削り、「18①④」を「18①」に改める。

別表第 6 外国人材受入活躍支援課の表を次のように改める。

エネルギー対策課

事務の種類	事 項	合議 先	決 裁 区 分					所長名	備 考	
			知 事	専 決 者						受 任 者 所
				副 知 事	部	課	課 長 補			

				事	長	長	佐	長	長	長		
1 再生可能エネルギー源及び新エネルギーの利用促進及び総合調整に関する事務	(1) 再生可能エネルギー源及び新エネルギーの利用促進に関する各部間の総合調整				○							
	(2) 再生可能エネルギー源及び新エネルギーの利用促進に係る施策の実施に関する関係機関、団体等との連絡調整					○						
	(3) 再生可能エネルギー源及び新エネルギーの利用促進に必要な資料の収集及び調査の実施					○						
	(4) 再生可能エネルギー源及び新エネルギーの利用促進に関する事業の実施					○						
2 エネルギーの使用の合理化及び高度化に関する事務	(1) エネルギーの使用の合理化及び高度化に係る施策の実施に関する関係機関、団体等との連絡調整					○						
	(2) エネルギーの使用の合理化及び高度化に必要な資料の収集及び調査の実施					○						

	(3) エネルギーの使用の合理化及び高度化に関する事業の実施					○						
3	電源開発に係る地点の指定に係る事務 この項中重要電源開発地点の指定に関する規程（平成17年経済産業省告示第31号）を「規程」という。	重要電源開発地点の指定に係る意見の申述（規程4③, 5②, 7②）		○								
4	風力発電施設の建設等に係る景観形成に関する事務 この項中鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン（平成21年12月22日制定）を「ガイドライン」という。	(1) 風力発電施設の建設等に係る関係市町村の長への意見の聴取（ガイドライン4-(4)(7)）				○						
		(2) 風力発電施設の建設等に係る事業者への適合通知又は中止勧告（ガイドライン4-(5)(7)）				○						
		(3) 風力発電施設の建設等に係る事業者名等の公表（ガイドライン4-(8)）					○					
		(4) ガイドラインの見直し（ガイド					○					

	ライン 5 - (3)																		
--	----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 水産振興課の表注 1 中「4①Ⅰ」の次に「及びⅡ」を加える。

別表第 6 畜産課の表に次の 1 項を加える。

18 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和 3 年法律第 34 号）の施行に関する事務 この項中畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律を「法」、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和 3 年農林水産省・国土交通省令第 6 号）を「省令」という。	(1) 畜舎建築利用計画の認定（変更の認定を含む。）及びその旨の通知（法 3①⑥, 4①③）									○	地域振興局長 支庁長		
	(2) 畜舎建築利用計画の認定（変更の認定を含む。）の公表（法 3⑥, 4③）					○							
	(3) 工事完了の届出前における認定畜舎等の仮使用の認定及びその旨の通知（法 6②, 省令 76②）										○	地域振興局長 支庁長	
	(4) 認定畜舎等の譲渡及び譲受け、合併又は分割に係る認可（法 10①②③）										○	地域振興局長 支庁長	
	(5) 認定畜舎等に係る報告等の徴収及び立入検査（法 14①②③）										○	地域振興局長 支庁長	
	(6) 違反のある認定畜舎等に対する措置命令（法 15①②③④）										○	地域振興局長 支庁長	
	(7) 違反のある認定畜舎等に対する					○							

	及び公表																		
--	------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 建築課の表に次の 1 項を加える。

18 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務	認定長期優良住宅に係る容積率の特例許可（法 18①）					○													
---	----------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 建築課住宅政策室の表 12 の項第 1 号中「（変更を含む。）及び譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更」を削り、「並びに」を「（変更の認定を含む。）及び」に、「7①」を「7」に、「9①」を「9①③」に改め、同項第 4 号中「及び」を「又は」に改め、同項第 5 号中「13①②」を「13」に改め、同項第 6 号中「14①②」を「14」に改める。

別表第 6 建築課住宅政策室の表に次の 1 項を加える。

14 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）の施行に関する事務 この項中マンションの管理の適正化の推進に関する法律を「法」、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 238 号）	(1) マンション管理適正化推進計画の作成（変更を含む。）（法 3 の 2 ①）					○													
	(2) マンション管理適正化推進計画の実施事項に係る公社の同意の取得手続（法 3 の 2 ④）					○													
	(3) マンション管理適正化推進計画の公表及び町村への通知（法 3 の 2 ⑤）						○												
	(4) マンション管理適正化推進計画の作成及び変更並びにマンション						○												

を「政令」という。	管理適正化推進計画に基づく措置の実施に係る市町村等への協力要請（法 3 の 2 ⑥）									
	(5) 管理組合の管理者等に対する助言, 指導及び勧告（法 5 の 2）			○						
	(6) 管理計画の認定（認定の更新及び変更の認定を含む。）及びその通知（法 5 の 4, 5 の 5, 5 の 6 ①②, 5 の 7）			○						
	(7) 管理計画認定マンションの管理の状況に係る報告の徴収（法 5 の 8）			○						
	(8) 認定管理者等に対する改善命令（法 5 の 9）			○						
	(9) 管理計画の認定の取消し及びその通知（法 5 の 10）			○						
	(10) 指定認定事務支援法人の指定及びそれに係る公示（法 5 の 12 ①, 政令 5）		○							
	(11) 指定認定事務支援法人への管理			○						

計画の認定及び認定の更新に関する事務の委託並びにそれに係る公示（法 5 の 12①④）											
(12) 指定認定事務支援法人の名称等の変更等の届出の処理及びそれに係る公示（政令 2, 5）					○						
(13) 指定認定事務支援法人の認定支援事務に係る報告の徴収（政令 3）					○						
(14) 指定認定事務支援法人の指定の取消し及びそれに係る公示（政令 4, 5）				○							

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第 6 水産振興課の表の改正規定 令和 4 年 7 月 1 日
- (2) 別表第 6 商工政策課の表 5 の項及び 6 の項の改正規定 令和 4 年 9 月 1 日
- (3) 別表第 4 及び別表第 5 の改正規定 令和 4 年 10 月 1 日